|  |
| --- |
| **［作成方法］**  ○　次の要件を全て備えた相談窓口を設けていることがわかる写真を貼り付けて下さい。  　　・　利用者が座って利用できること  （椅子が設置されていること　又は　椅子の利用が可能であることが掲示されていること。）  　　・　相談窓口が間仕切り等で区切られていること  　　　（利用者の薬剤や説明資料等が隣の相談窓口から視認することが困難な相談窓口であること。）  　　・　待合室に設置されていること  ○　利用者への服薬指導や情報提供の内容が他の利用者に漏えいしないよう配慮している事項を記載してください。併せて、必要に応じて配慮していることがわかる構造や設備の写真を添付してください。 |
| **［貼付・記入欄］**※利用者の相談内容等の漏えいに配慮している事項を☑してください。   |  |  | | --- | --- | | 遮音措置 | □ 相談窓口と待合室の間に間仕切り・パーティションを設置している  □ 相談窓口を個室にしている　□ 相談窓口と待合室の間に十分な距離を設けている  □ その他（　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　） | | 吸音措置 | □ 〔間仕切り・パーティション・天井・床・壁〕を吸音素材にしている  □ その他（　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　） | | マスキング | □ 〔テレビ・BGM音源・マスキング装置〕の音量や設置場所を工夫し、相談内容をマスキングしている  □ その他（　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　） |   ※以下に相談窓口や相談内容等の漏えいに配慮していることがわかる写真等を貼付してください。 |